

令和7年12月10日

令和7年度第9回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和7年12月10日（水曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和7年12月10日（水曜日） 午後3時00分

4. 議案

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第42号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- 議案第44号 地域計画の変更に係る意見について
- 議案第45号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第46号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第30号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	13番 西塚 伸
14番 野口 友子	15番 福士 修身	17番 三上 紘史
18番 安田 昌樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 澤田 今日一	16番 堀内 俊春	19番 山田 正樹
-----------	-----------	-----------

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

2番 赤田 千草	4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	9番 川村 富子
10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎	13番 石川 正光
19番 細川 隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1番 千島 修	3番 福士 博人	8番 山田 五月
---------	----------	----------

12番 金井直也	14番 奈良岡和也	15番 野呂正幸
16番 石村英康	17番 猪股康行	18番 出町鉄昭

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主 幹	相馬康宏
主 幹	古田正之	主 事	永井新平

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和7年度第9回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

3番一戸昭憲委員、6番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第40号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が14件、賃借権設定が12件の計26件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから11ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については、労力不足又は新規就農、高齢、農地集約化、譲受希望への対応、子への贈与、経営の法人化のため、譲受人については、経営規模の拡大、親からの贈与、農業経営の法人化のため、という理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者の4件のうち、自家消費を主とした方の申請が2件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、賃借権設定6ページから9ページの申請番号180番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

よろしくお願いします。●●●●と言います。この度、申請に至った農地というのはですね、叔母名義の農地でありまして、祖父の代から30年くらい農作業を私の方で手伝って、実質15年前から経営とか取引とかそういうのをして参りました。うちの叔母も高齢になり、今後のことも考え、叔母の方から農地を借り入れて規模拡大をしたいと思っております。将来的には、法人化して後継者の育成とか地域貢献をしたいと考えております。以上です。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番、秋谷と言います。●●さん、本日はご苦労様です。3点ほど、お尋ねします。

まず、1点目です。これから、米作りやるということでございますが、1番ここに力を入れてやっていきたいなということがありましたら、1つそれをお知らせ願いたい。

2点目ですね。今後のことですが、乾田直播栽培、聞いたことあると思うんですが、それについてどう考えているのか。

3点目、収支の表ありますが、減価償却をみていないようですが、何か理由があるか。その3点お知らせ願いたいと思います。

○●●●●氏

ありがとうございます。力を入れていきたいことというご質問でしたけども、とにかく品質、あとは米価が秋でなければわからないというのと、今凄くブランド権が激しいのでそれに対抗してコストダウンとか、そういうことを図っていければなど。これからそういうのに力を入れてやりたいなと思っております。

2点目、乾直の話でしたけども、私も規模拡大してこれ以上春の仕事、春で育苗するということはちょっと現実的に土地とか労力とかそういうのも踏まえて、もちろんコストもですけど物価高騰で結局ハウス1棟建てるって言ってもひところ前の倍とか3倍とかしちゃうんで、資材費とか考えると乾直がいいのかなと。私、湛直はやったことあるんですよ。湛水直播もやったことある

んですけども、直播っていうのは、結局は除草や、草の抑制とかが1番の課題だと思うんですけど、私は寒い地域、上磯のやませの地帯なんですけど、今まで見えてこなかったような、暖かいところの草が凄く目に見えてきて、田舎館とかの方では、草の根とか木になっちゃうな、そういう草とかも見えてるという話もあるんで、とにかく乾直とか直播とか、そういうのはどんどんやっていって、ドローンとかスプレーヤーとか、そういうのを活用して設備投資して、とにかく人の手がかからないようにやっていきたいという計画はあります。減価償却費なんですけども、今叔母の方でトラクターとかコンバインとかある程度物は揃っています。無償で貸してもらえますが、うちの叔母の名義の機械なのでその減価償却費っていうのはうちの叔母がかかる経費は負担しないといけないので、その部分で税理士さんと話して450万という金額になりました。大丈夫でしょうか。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いて、賃借権設定 10 ページの申請番号 185 番の●●●さんは新規就農の方で、申請者が見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●氏 入場）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

青森市浪岡女鹿沢から来ました●●●と申します。よろしく申し上げます。申請に至った理由なんですけども、以前から農業従事者の担い手不足と、米やその他の食糧不足が年々叫ばれている中、私は米農家に生まれ育ち、米の生産の大変さも実感している一方で、米の成長や収穫の楽しさを味わってきて、そのため今後独立しようと米農家をスタートすることを考えました。

今回、地縁により田を賃借することを機に新規就農することを決意して、今後の経験を最大限に生かし経営にあたります。将来的には、さらに作付け面積を増やして農業の法人を視野に入れて動いていこうと思います。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番、秋谷と言います。●●●さん、本日は大変ご苦労様です。3点ほど、お伺いします。

まず、1点目です。これまで、実家で米作りを手伝ってきたと書いてありますが、どのくらいの面積を実家でやっていたのか。それ、まず1点お知らせください。

○●●●氏

自分の家で、実家では1町歩くらいの面積を作付けしていました。

○1番(秋谷進委員)

1町歩をやるのを手伝ってきた。

○●●●氏

はい。

○1番(秋谷進委員)

●●●さんが。

○●●●氏
そうです。

○1 番（秋谷進委員）
お父さん、お母さんと一緒に。

○●●●氏
お父さんと、おばあちゃんとですね。

○1 番（秋谷進委員）
でやってきた。

○●●●氏
はい。

○1 番（秋谷進委員）
はい。2 点目ですね。今回取得する水田が約 6 反歩あるようですが、今やってきた 1 町歩にプラス 6 反歩を総面積で考えていますか。

○●●●氏
はい、プラス 6 反歩で。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
●●さん、マイクを取って。

○●●●氏
すみません。

○1 番（秋谷進委員）
1 町 6 反歩くらいは実質やると。

○●●●氏
はい。

○1 番（秋谷進委員）
今、6 反歩ぐらい取得し、今後も自分名義でやっていくということですね。

○●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

はい。あと、3 点目。将来、10 町歩くらいやりたいという意向ですが、どういう段取りで 10 町歩くらい目指しているのか、もしあればお知らせ願いたい。

○●●●氏

はい、わかりました。10 町歩なんですけども、結局 5 年先の未来って正直自分でも見えてないところはありまして、予想なのであれなんですけど、自分今後やっぱり農家の人って高齢者の方がちょっと多いなと思っていたところもありまして、その中で、やっぱりそういう中で自分達若い世代が伸びていかないとダメだと思うところが、自分の正直なところでありまして、そういうところで年をとった人にもアポイントを取って、農地を耕作放棄地みたいな形にしないでしっかりやれた上で、作付け面積を増やしていきたいなと思っていました。自分は 10 町歩がとかではなくて、さらに上を目指せるなら上を目指して作付けしていこうと思ってたんですけど、数字的に見れば 10 町歩ってわかりやすいなと思ったので、そういう形でもっと上を目指していこうと思ってこの場にやってきているので、最後 5 年後になった時に、また会える機会があれば自分ももっとつきましたよって言えるような意識で、取り組みたいなって思っているのです。そういうことですね。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。頑張ってください。

○●●●氏

はい。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番、安部です。今、ちょっと気になったんですけど、専門になる訳ですよ。

○●●●氏

はい。

○2 番（安部浩一委員）

てことは、資金的なものが抜けているのはどうなっているのでしょうか。

○●●●氏

もう1度いいですか。ちょっと聞き取りづらかったです。

○2 番（安部浩一委員）

今後、農業やっていくための資金的な部分が抜けているのは、今の状態では1町5反歩だとして私も、夫婦共々これでは生活していけないのではないのかなって思うんですけど。

○●●●氏

それは、自分貯めてきたお金あるんでそのままそっくりその分につき足すので。それは、ダメだってことなんでしょうか。

○2 番（安部浩一委員）

ダメとかではないんですけど、新規就農の方は特にそういう部分で結構躓いているので、しっかりとした資金的なものはあるのかなって聞いているので、ダメとかダメじゃないとかではないんですよ。

○●●●氏

資金に関して自分は貯めてあるので、その資金を元にやっぱり次のステップに進んでいこうと思って自分は専業を選んでいる訳で。

○2 番（安部浩一委員）

それは、わかりました。資金的なのはしっかりしているってことですか。

○●●●氏

そうですね。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、安田委員。

○18 番 (安田昌樹委員)
お疲れ様です。

○●●●氏
お疲れ様です。

○18 番 (安田昌樹委員)
18 番、安田です。

○●●●氏
よろしくお願ひします。

○18 番 (安田昌樹委員)
いえいえ、構わないです。大丈夫です。
出荷先、サンライスさん。

○●●●氏
はい。

○18 番 (安田昌樹委員)
書いてますね。

○●●●氏
はい。

○18 番 (安田昌樹委員)
ってことは、見たことありますか。

○●●●氏
ああ。そうです。

○18 番 (安田昌樹委員)
いい人ですか。いい人じゃないですか。

○●●●氏
自分の師匠みたいな方ですね。

○18 番（安田昌樹委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

○●●●氏

すみません。お忙しいところ、ありがとうございました。失礼します。

（●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続いて6ページに戻りまして、所有権移転 申請番号 177 番の審議を行うにあたり、赤田千草推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（赤田千草推進委員 退席）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

赤田千草推進委員を入場させてください。

(赤田千草推進委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第41号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が4件あり、内訳は所有権移転が1件、貸借権が2件、使用貸借権が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第41号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号22番、案内略図は①、申請地は4筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画平面図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ目から 14 ページ目が土地登記簿、15 ページ目から 18 ページ目までが商業登記簿、19 ページ目が始末書、20 ページ目が地域計画の変更通知となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって第 1 種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は、既存する老人福祉施設の中庭通路、植込等の整備が目的であり、吉野田字木戸口集落に接続して設置されるものであることから、この事由に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 41 号 関係資料②」、2 ページ目が「関係資料③」となっている資料をご覧ください。申請番号 23 番と 24 番は関連がありますので一括して説明いたします。

申請番号 23 番、24 番は、申請地はそれぞれ 1 筆ずつ、賃貸人、賃借人及び転用目的は記載のとおりです。

資料 3 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 3、4 ページ目が許可申請書、5 ページ目が案内図、6 ページ目が法務局の地図、7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が農地転用計画書、9、10 ページ目が土地登記簿、11 ページ目から 17 ページ目が商業登記簿、18、19 ページ目が始末書となっています。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、どちらも第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可であるが、例外許可事由の一つに、「仮設工作物の設置その他一時的な利用（3 年以内）に供する場合で、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合」という基準があり、当該申請は、令和 7 年 12 月 31 日までの一時的な水道工事のための駐車場及び資材置場を目的とした転用であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第 41 号 関係資料④」と記載されている資料をご覧ください。

申請番号は 25 番、申請地は 1 筆、貸人、借人及び転用目的は記載のとおりです。

2 ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7、8 ページ目が土地登記簿、9 ページ目が商業登記簿、10 ページ目が浪岡農業振興地域整備計画の変更通知となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、農振法第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断されます。

農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可ですが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可することができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5 番(木村孝芳委員)

議案の第 41 号、田んぼが 2 つになってますけども、これは相続によって所有権移転したものですか。

○事務局

申請番号 23 番と 24 番のことでよろしいでしょうか。

○5 番(木村孝芳委員)

はい。

○事務局

こちらの方、資料の 10 ページ目と 11 ページ目に記載されているとおり、それぞれ相続で所有

権移転したものになります。

○事務局

9ページと10ページでした。失礼致しました。9ページ10ページに記載されているとおり、それぞれ相続で所有権移転したものになります。

○5番（木村孝芳委員）

それと、資材置場としては12月で終わるんでしょ。

○事務局

12月で終わるといふ計画になっています。

○5番（木村孝芳委員）

そうすると、始末書とかにも書いてあるように一時転用の利用後については農地に確実に復元される計画であるという風に書いてますよね。これ、田んぼに復元するんですか。

○事務局

田んぼということになるかどうかはわかりませんが、農地に戻す。畑かもしれないですけども。

○5番（木村孝芳委員）

今、土盛りしている部分っていうのは耕作不適格地ですよ。砂利とか入っているから農業はできない土地になってますよね。

○事務局

砂利等の撤去も約束頂いております。

○5番（木村孝芳委員）

これやるのどこなんですか。始末書のあれ見ると県知事になっているんだけど。市の農業委員会は何か関係あるんですか。

○事務局

こちらは、農地転用の許可権限自体は県知事にありますので、県知事宛に始末書を添付する必要がありますので、そのために添付したことになります。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、一時転用の利用後は確実に復元される計画っていうのは県知事が喋っていること
なんですか。

○事務局

始末書を書いた方が、確実にやるという約束を県知事に出すという文書になります。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、復元しない場合はどこまでやらせるんですか。

○事務局

農地法違反としてこちらの方で報告書を県の方に上げます。

○5 番（木村孝芳委員）

ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 42 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計 2 件で、個別の内容につきましては、13、14 ページに記載しております。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 7 条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 号の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 43 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計 58 件で、個別の内容につきましては、15 ページから 43 ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 44 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課（齊藤主査）

農業政策課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

すみませんが、座ったまま説明させていただきます。議案第 44 号の関係資料、地域計画の変更

案についてご覧いただきたいと思います。

まず、地域計画の変更が5件ありまして、それが1ページ目と2ページ目に審査表の方をつけております。整理番号1、申出者がつがるオフショアエナジー合同会社というところが申請しております。変更の内容といたしましては、洋上風力発電を津軽沖の日本海で発電した電力を、青森変電所に連系する変電所を建設するために申し出たものであります。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけれども、申出地は農業振興地域内で、ほ場整備が昭和61年に完了した農地ではあるんですが、青森変電所の近くに位置する必要があるということと、公益性の高い事業であるため、地域計画からの除外はやむを得ないものと認められます。農地転用の見込みなんですけれども、事前に農業委員会に相談してまして、転用の見込みがあるとのことでした。

すみません、申請番号1のつがるオフショアエナジーの地図、4ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらの方が高田地区になりまして、田んぼの面積が2.63ha減るということになっています。5ページ目の方に農業者と面積の方が記載されております。また少し飛びまして、10ページ目です。こちらの方が変電所近傍の場所、あとは現況の写真等になってございます。あとは、15ページ目に飛びまして土地の利用計画になります。こちらの方が①と書いている高田朝日山のところなんですけれども、そちらの方が変電所の土地利用計画になってございます。

続きまして整理番号2、申出者は●●●●ほかに5名になってございます。こちらの方は、地域計画からの除外なんですけれども、申出者が相続した土地を耕作することが困難であるため、申出地を資材置場として造成して、転用後に建設業者に貸し出すという内容でございます。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけれども、農業振興地域内であるんですけれども、当該地の現況や周辺の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認めました。農地転用の見込みなんですけれども、こちらも農業委員会に事前相談しており、転用の見込みはあるとのことでした。6ページ目にいきまして、こちらが横内地区の地域計画になっております。田の面積が、変更後に0.1ha減るということになっております。11ページ目が申出地と現況の写真とになってございます。そして、土地の利用計画図なんですけれども、こちらが15ページの②の下になるんですけれども、こちらも資材置場として利用しますということになってございます。

続いて整理番号3、また1ページ目に戻りまして一番下になります。申出者は株式会社キョーヤで主に運送業とか、自動車整備業務を営んでおりまして、駐車場と資材置場が手狭になったために造成するというので、地域計画からの除外の申請がありました。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけれども、こちらも農振農用地区域内ですが、当該地の現況や周辺の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認めました。農地転用の見込みなんですけれども、こちらも農業委員会に事前に相談しております。転用の見込みがあるということになってございます。地域計画としましては、7ページの方にあります。こちらが、荒川地区になりまして地域計画からは田んぼの面積が0.3ha減るということになります。現況の写真等なんですけれども、こちらが12ページになりまして、こちらが申出地と現況の写真になってございます。続いて16ページなんですけれども、土地の利用計画になっており

まして、③の荒川柴田のところはこちらの土地利用計画になってございます。

続きまして、2 ページ目の整理番号 4 番、こちらの方が地域計画からの除外になるんですけども、●●さんという方が申出されております。こちらの土地は相続した土地なんですけども、耕作することが困難であるため、駐車場を造成して隣接する事業者に転用後に貸付するという事です。地域計画の変更を必要と認めた理由なんですけども、こちらの方は農振農用地区域外でして、当該地の現況や周辺の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認めました。こちらの方も、事前に農業委員会に相談してまして、転用の見込みはあるということでございます。次に、8 ページ目になります。こちらの方の地域計画が変更後に田んぼの面積が 0.02ha 減るということになります。現況の写真なんですけども、13 ページの方になります。こちらが、申出地の写真になってございます。土地の利用計画なんですけども、16 ページの下の方④で、駐車場として利用するという事になっております。

また 2 ページ目に戻りまして、整理番号 5 番、こちらの申出者が有限会社 OK サービスということで、地域計画からの除外になります。申出理由なんですけども、申出者は主に建築土木業を営んでおりまして、現在地のみでは狭すぎるため、資材置場を造成するという事でございます。

変更を必要と認めた理由なんですけども、こちらは農振農用地区域外でして、当該地の現況や周辺の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼすおそれがないと認めました。こちらの方も、事前に農業委員会に相談してまして、転用の見込みはあるということでございます。続いて 9 ページ目になりまして、こちらの方が浜館地区の地域計画になってございます。変更後は 0.15ha 減るという形になります。14 ページ目を見ていただいてこちらの方が現況の写真等になってございます。土地の利用計画なんですけども、最後の 17 ページ目になります。こちらの方が OK サービスさんの土地の利用計画図になってございます。

そして、3 ページになるんですけども、会社の登記簿ということで OK サービスさんだけ載ってますけども、整理番号 1 のつがるオフショアエナジーさんと整理番号 3 の株式会社キョーヤさんの商業登記簿につきましては、地域計画から除外した後にまた農振除外の手続きがございますので、青森農業振興地域整備計画の資料の方にそちらの資料の方が載っておりますので参考にしていただければと思います。地域計画については以上でございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の地域計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

当該申請の農地転用の見込みについて説明いたしますので、右上に「議案第 44 号関係参考資料①」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、申請地は「第1種農地」であるため、農地転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「公益性が高いと認められる事業（土地収用法該当事業等）」という基準があり、当該申請は、変電所の建設を目的とした転用であり、農地法施行規則第37条第1項第1号に該当する公益性が高いと認められる事業であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、許可できるものと判断しております。

次に一般基準についてございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、「議案第44号関係参考資料②」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、申請地は、青森市横内市民センターからおおむね500m以内の範囲に位置するため第2種農地と判断しております。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が資材置場にするを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに資材置場に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画の変更になった際の農地転用について問題ないものと考えております。

続いて「議案第44号関係参考資料③」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する荒川市民センターからおおむね500m以内の範囲に位置するため、第2種農地と判断しております。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は申請者が自社用駐車場にするを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに自社用駐車場に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画の変更になった際の農地転用について問題ないものと考えてございます。

続いて「議案第44号関係参考資料④」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、周辺のほかの土地で事業目的を達成できると認められる場合は原則として許可できませんが、当該申請は申請者が駐車場として使用することを目的とした転用であり、周辺にある非農地及び第3種農地についても検討したものの、ほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えてございます。

続いて、「議案第44号関係参考資料⑤」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、どちらも第1種農地と判断しております。

第1種農地の転用は原則不許可であるが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって第1種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は建築土木業を営む申請者の資材置場の整備が目的で、法人の代表者の自宅が含まれる古館地区の住宅地に接続して設置されるものであることから、この事由に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。

説明は以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

農業政策課にお伺いしますけども、特に2ページの4番とか農業振興地域農用地区域外であり、書いてありますけども、農用地区域外でも農地であれば全部地域計画に包含されるんですか。

○農業政策課(齊藤主査)

農用地区域外でも地域計画には入っております。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、農地というだけで入ってるんですか。

○農業政策課（齊藤主査）

そういうことになります。

○5 番（木村孝芳委員）

という理由であれば、市街化農地も入ってるんじゃないですか。

○農業政策課（齊藤主査）

市街化区域内の農地は入ってないですね。

○5 番（木村孝芳委員）

では、青森市であれば市街化調整区域の農地を全て包含するという事によろしいですか。

○農業政策課（齊藤主査）

そういうことになります。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ほかに質問、意見がある委員はいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 45 号及び 46 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○農業政策課(齊藤主査)

そうすれば、議案第 45 号の関係資料の方をご覧ください。こちらの方は、まず 1 ページ目になるんですけども、荒川地区、高田地区、横内地区の面積が除外になって変更になるということでございます。こちらの方、先程の地域計画の方と中身的には全く同じになりますので同じところについては割愛させていただきます。

簡単にご説明しますと、先程の 2 ページ目になるんですけども、除外の申請がありましたのがつがるオフショアエネルギー合同会社ということで、東北電力さんと株式会社 JERA っていうところと、あとはグリーンパワーインベストメントというところの合同会社になりまして、変電所の方を建設するということになってございます。

続いて 3 ページ目なんですけども、こちらの方が先程の横内地区の農振除外の現況の写真になってございます。

続いて 4 ページ目なんですけども、こちらが荒川地区の株式会社キョーヤさんの方で申請した位置になります。

続いて 5 ページ目なんですけども、こちらの方が除外 3 件、青森地区 1 番目、2 番目、3 番目ってなりまして、除外の合計が 30,303 m²ということになります。土地の利用計画は、先程地域計画で説明した通りとなりますので、6 ページと 7 ページは省略いたします。

そして、8 ページ目こちらの方がつがるオフショアエネルギーさんの商業登記簿、そして 9 ページ目が株式会社キョーヤさんの商業登記簿になります。

続いて 10 ページ目なんですけども、整備計画変更にかかる審査表ということで 10 ページ目がつがるオフショアエネルギーさんの農振の整備計画の変更を必要と認めた理由等になります。先程も言いましたけども、公益性が高い事業であるということです。

続いて 11 ページ目なんですけども、こちらの方が●●さん関連の資材置場に関する整備計画を必要と認めた理由等になります。

続いて 12 ページ目が、株式会社キョーヤさんが農振除外を申請したところになりましてこちら荒川地区になってございます。簡単ですけども、青森農業振興地域整備計画に関しての変更案は以上です。

続きまして、議案第 46 号関連資料をご覧くださいと思います。

こちらの方が浪岡農業振興地域計画の変更案ということで、まず1ページ目になりますけども、こちらの方が農用地からの除外ではなく、編入になります。

編入の件数としては6件になりまして、11ページの方ご覧いただきたいと思います。こちら6件あるんですけども、浪岡の1番目と2番目と3番目の案件というのがベルファーム株式会社というところが申請しております。こちらの方が果樹経営支援対策事業という国庫補助を使いましてリンゴの新植になります。

続いて12ページ目の整理番号4番の方になるんですけども、こちらの方が山竹猪農業株式会社というところで編入の方を申出しております。中身としましては先程と同じリンゴの新植ということになってございます。

続いて13ページなんですけども、浪岡の申請番号5番と6番の案件、こちらが3daysグループ株式会社というところが同じくリンゴの新植の関係で農用地への編入ということを出しております。

1ページ目に戻りまして、編入になりますので農地が増えるということになります。その表からいきますと、浪岡地区がかっこ書きであるのが変更前でして、変更後になれば1.1ha増えるということになります。2ページ目になります。こちらの方が整理番号1と2と3、合わせたベルファームさんの申請の写真になります。黄色いところが農地なんですけども、農用地に入っていないところ、赤い太枠で囲ってあるところが今回農用地への編入を申し出ているところがございます。

続いて3ページ目です。こちらの方が山竹猪農業株式会社の方で申出しております場所になります。こちらの方も赤い太枠で囲ってあるところが今回農用地への編入という形になります。

続いて4ページ目です。こちらが浪岡の5番目と6番目の案件になりますけども、3daysグループ株式会社で申出しているところがございます。こちらの方も赤い太枠で囲ってあるところが今回農用地への編入ということなんです。

続いて5ページ目です。浪岡1番目から6番目の案件の土地について詳細を記載しております。編入する面積なんですけども、6件合わせまして10,638㎡。こちらを編入するということになります。土地の利用計画なんですけども、6ページ目を見ていただければ、ちょっと見づらいかもしれないんですけども、紫色の太枠で囲ってあるところが今回の編入の申出地になります。一団の農地の中で農用地区域に入っていないところを編入するというので土地の利用を進める方向です。

続いて7ページ目です。こちらの方が、浪岡⑤というところが3daysグループさんで編入する場所、浪岡⑥というところが下の方に申出地って書いてるんですけども、ちょっと小さいところなんですけども、こちらが農用地になってないので編入するという形になります。続いて8ページ、9ページ、10ページ目なんですけども、こちらがベルファームと山竹猪農業さんと3daysグループの商業登記簿になってございます。

浪岡農業振興地域整備計画に関しては以上になります。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の青森農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

当該申請の農地転用の見込みについては、議案第44号の整理番号1、2、3番で説明したとおりとなりますので割愛させていただきます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

今の関係の1番、2番、3番の特に2番と3番。資材置場ってありますけども、農業振興地域整備計画から一旦除外しちゃうと、資材置場で将来何年契約かはそれぞれ違うでしょうけども、資材置場で使わなくなった後も農業委員会としては何も変わらないんですよ。

わかりますか。もう1つ言いますけど最初に駒込の資材置場ありましたよね。農用地だから契約が終わった段階で復旧しろということになっているのか、あるいはこうして一旦除外させちゃうと土盛りとかしている資材置場に関しては何も関係ないってことになってよろしいんですか。

○事務局

まず、こちら農振除外をしたうえで、長い期間の3年以上の転用、貸付ということになりますので、一時転用は3年以内なのでそれ以上になりますと、農振除外を含めて農地転用するんですけども、その許可が出てしまうと当然地目変更することは可能であります。従って、農地に戻す義務っていうのは発生しないという形になります。

○5番(木村孝芳委員)

だから、最初やった駒込でしたか。どっかの建設会社が資材置場でやるっていうのは復旧しろってことになってるんですよ。

○事務局

あれは、短期間の貸付なので一時転用になりました。

○5 番（木村孝芳委員）

だからそれは農用地だからそういうことになっているんですか。

○事務局

農用地だからではなくて、農地転用の期間が短期間なので。

○5 番（木村孝芳委員）

この場合も3年とかで除外とかできる訳ですか。

○事務局

一時転用は短期間であれば農振除外はする必要はないんですね。しなくてもいいんですね。

○5 番（木村孝芳委員）

だから短期間じゃなくて。なんでこういう質問するかっていうと資材置場として申請が上がっているのに始末書にもある通り、ごく短い訳ですよ。その前から、資材置場として使ってる訳でしょ、駒込に関しては。

○事務局

その例に出しているのが今回の農地転用のところの話ってことですか。整理させてもらっているんですか。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、同じ資材置場としても、かたや農用地だから終わった後に撤去っていうか農地として復旧するのか、こっちはやらなくていい訳でしょ。今のは。

○事務局

これは、農振、農用地関係なくですね、期間が一時的な利用なので、一時転用であれば必ず元に戻す義務が発生します。農用地であってもなくても。従って、今回は先に農地転用の一時転用申請が上がったところは必ず元に戻しますという約束のもとに許可が出ます。

○5 番（木村孝芳委員）

逆に、短期であって駒込地区の人は3年とかの除外もすることはできる訳ですか。

○事務局

3年以内であれば短期になります。

○5 番（木村孝芳委員）

3 年以上。

○事務局

3 年以上なら除外も申出もしないといけなくなる。

○5 番（木村孝芳委員）

申出することもできる訳ですか。聞いてるんです。

○事務局

そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ほかに質問、意見がある委員はいませんか。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番、安部です。素朴な疑問なんですけど、グリーンパワーさんって今登記簿見てこれだけの事業やっててですよ、これらみな資本ってバックに親会社がいるのかもわかんないけど、法人なら親会社だろうが独立した法人で登記してるけど、これだけの大きい事業やってたったこれだけの資本金って、って思うんだけど、その辺は考慮してるんですか。確かに基準は満たしてるかもわからないけど、何かあった時にたったこれだけの資本でき、大丈夫なんですかって、私は思ったんだけど、違いますか。これ裏を返せば合同会社なので出資した分だけ責任を負えばいいって形なので、例えば何十億損しようが負債抱えようが、50 万とかで済む訳ですよ。

あとは、そこにぼっと建物残りました、もう関係ありませんって感じもないとも限らないので、これだけの事業の中でたったこれだけの資本でき、簡単にやっていけるのか、許可基準の中に盛り込めないのかなって、聞きたかったんですけどどうなのでしょう。

○事務局

農業委員会で、個別に資本金の基準を設定するものではなくて、一応一通り全国一律で基準を決めてある中で資本金の基準は特に記載はないので、ここに対して 50 万円ならいいよ、100 万円

ならないよ、というもので申請を審査するのはちょっと難しいかなと思っております。

○2 番（安部浩一委員）

それにしてもさ、これだけの事業規模こんな金額でできるの。後々の責任とか取れるのかなって。確かに基準がないのはわかります。10 円だろうが 100 円だろうがそれは合同会社作れる訳だからそれはわかりますけど。ただ、そういうことできないのは事情はわかりますけど、なんかなくていつも思うんだよね。合同会社って曲者なもんでさ、そこら辺はどうなのかなって。許可基準の対象にならないのはわかりますけど、どうなのかなってちょっと疑問に思ったので聞いただけです。

○農業政策課（齊藤主査）

はい、農業政策課です。確かに商業登記簿の方で資本金の額は 100 万円ってなってますけども、除外申請するにあたりまして、つがるオフショアエナジー合同会社の方が金融機関からお金を借りることになってまして、その融資証明書がついてますのでその資本金の額にかかわらず大丈夫なものだと判断しております。

○2 番（安部浩一委員）

資本と融資は関係ないですよ、100 億だろうが何だろうがあくまで融資だからその回収もするだろうし。そのことは関係ないんでないの。あまりにも事業規模って大きいですよ。再生エネルギーで風力ですよ。風力発電の電力の買い取りも安いですし、いくら補助が出て、国の方は補助出さないって方向でいってるみたいだけど。その中でも事業規模がこれだけでどうなのか。ただ疑問に思ったので、それでもいくらでもできるっていうのであればそれはそれで。聞きたかっただけなので。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案及び浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第27号を議題とします。
事務局説明願います。

○事務局
(分室長 報告内容説明)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第28号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局
一部修正をお願いします。49ページお願いします。49ページの申請番号25番、虹ヶ丘1丁目●●●面積が1,282㎡と記載されておりますが、このうち658.39㎡になりますので「うち658.39」と加筆をお願いしたいと思います。

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が5件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○15 番（福士修身委員）
議長。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
はい。

○15 番（福士修身委員）
ちょっとトイレに行ってもいいですか。行きたいので許可をお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
休憩。

○15 番（福士修身委員）
トイレに行きたいので。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
トイレに行きたいとのことですので暫時休憩。一旦暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
揃いましたので、休憩を解いて会議を再開いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
次に、報告第 29 号を議題とします。
事務局説明願います。

○5 番（木村孝芳委員）
29 説明したんでない。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
はい、事務局。

○5 番（木村孝芳委員）
ちょっと質問あるんだけど。

○事務局
質問。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
もう、入りましたので29号を先に。

○5 番（木村孝芳委員）
29 やったんでない。やってから休憩になったんでしょ。

○14 番（野口友子委員）
これ間違ってるんじゃない。これ28と29って49ページ。

○事務局
間違ってる。49ページの報告。すみません、報告第29号と記載されていますが、これ28号です。

○5 番（木村孝芳委員）
さっき、説明しましたよね。

○事務局
はい。

○5 番（木村孝芳委員）
それについて質問。あの、1,282、コンマ以下はしよったんでしょ。事務局の方で。

○事務局
はい。

○5 番（木村孝芳委員）
畑とか田んぼとかコンマ以下登記されてないんですよ。
どうやって確認したんですか。

○事務局

これ実質、宅地にするのでコンマ2桁までに。

○5番（木村孝芳委員）

だから、宅地であればコンマ以下まで2桁まで登記されるんだけども、農地だと登記されてないでしょ。そもそも。

○事務局

これ、登記はそのままです。登記は、上の1,282のままです。そのうちの、658.39㎡を転用しますという話です。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第29号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告内容説明）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が15件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第30号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告内容説明）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が4件です。
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○5番(木村孝芳委員)

非農地証明書について

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に、皆さんからございますか。

○各委員

(特になし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局の方からございますか。

○事務局

賃借料情報に関する方針確認について
地域計画更新のための意向調査についてのお知らせ
農業委員会の組織等の見直しについて

○事務局

次回の月例総会は、1月14日(水)午後1時30分から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしく願います。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これもちまして、令和7年度第9回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。